



平成26年8月20日
内閣府（防災担当）

政府現地災害対策室（広島県）の設置について
（第2報：8月20日16：30現在）

1. 趣旨

大雨による土砂災害により大きな被害を受けている広島県において、被災地方公共団体及び関係省庁が一体となって、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、政府現地災害対策室（広島県）（室長：内閣府大臣官房審議官（防災担当））を置く。

2. 構成

内閣官房、内閣府、警察庁、総務省消防庁、農林水産省、国土交通省、
海上保安庁、気象庁、防衛省、環境省 全16名

3. 設置場所

広島県庁

4. 設置日時

8月20日13時40分

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（災害緊急事態対処担当）付

大崎、喜多

TEL：03-3501-5695（直通） FAX：03-3503-5690